

## 第九回

### 参第二号

#### 旅館業法の一部を改正する法律（案）

旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「公衆衛生」を「公衆衛生及び公衆道徳」に改める。

第三条第二項中「公衆衛生上」を「公衆衛生上又は公衆道徳上」に改める。

同条に次の一項を加える。

- 3 都道府県知事は、第一項の許可に、公衆衛生又は公衆道徳の保持のために必要な条件を附することができる。

第四条に次の一項を加える。

- 3 営業者が営業の態様又は施設の変更をしたため、その営業が施設の設置場所の附近の情況に照し公衆衛生上又は公衆道徳上不適當となつた場合には、都道府県知事は、当該営業者に対して、公衆衛生又は公衆道徳保持のために必要な命令をすることができる。

第七条第一項中「第四条第一項の規定による措置」を「第三条第三項の条件、第四条第一項の規定による措置又は同条第三項の命令」に改める。

第八条中「第四条第一項」を「第三条第三項の条件、第四条第一項の規定又は同条第三項の命令」に改める。

#### 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

## 理 由

旅館業の経営が、附近の公衆道徳を害するような事態を起さないようにする措置を講ずる途を開く必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。